

## 岩倉市企業立地の促進等に関する条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、企業の立地を促進し、又は市外への企業の流出防止を図るため、市内における工場等の新設又は増設並びにこれらに伴う雇用機会の創出及び拡大に対する奨励措置に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工場等 物品の製造（加工及び修理並びに製造のための電子計算機に係るプログラムの作成を含む。）の用に供される施設、その研究開発の用に供される施設及び流通業務の用に供される施設並びにこれらに附帯する施設をいう。
- (2) 立地 工場等の新設又は増設の行為をいう。
- (3) 企業 営利を目的として事業を営む法人又は個人をいう。
- (4) 新設 市内に工場等を有しない企業が市内に工場等を設置すること及び市内に工場等を有する企業が事業規模を拡大する目的をもって既設の工場等の敷地と一団でない市内の土地に工場等を設置することをいう。
- (5) 増設 市内に工場等を有する企業が既存の工場等を拡張し、又は工場等を建て替えることをいう。
- (6) 投下固定資産総額 企業が工場等の新設又は増設に要した費用のうち、規則で定める取得費の合計額をいう。
- (7) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体をいう。
- (8) 操業開始 工場等を設置し、その設置目的に係る事業を開始することをいう。
- (9) 新規雇用従業者 工場等の操業開始に伴い新たに当該工場等で雇用される者のうち、工場等の新設又は増設の日の1年前から起算して2年の間に雇用され、かつ、当該雇用された日から次条第3号の雇用促

進奨励金の交付申請の時までの間、引き続き本市に居住し、1年以上雇用されているもの（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者（同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第43条第1項に規定する日雇労働被保険者である者を除く。）に限る。）をいう。

（奨励措置）

第3条 市長は、予算の範囲内において、市内に工場等を立地する企業に対し、奨励措置として次に掲げる奨励金を交付することができるものとする。

- (1) 工場等新設奨励金
- (2) 工場等増設奨励金
- (3) 雇用促進奨励金

（奨励金の交付対象となる企業）

第4条 前条第1号に規定する工場等新設奨励金の交付の対象となる企業は、次の各号のいずれにも該当する企業とする。

- (1) 工場等を新設すること。
- (2) 新設する工場等の床面積が1,000平方メートルを超えるものであること。
- (3) 新設する工場等の周辺地域の生活環境に適正な配慮を行うこと。
- (4) 投下固定資産総額が5億円以上（中小企業者にあつては、5,000万円以上）であること。
- (5) 過去3年間に市税等（市税（岩倉市税条例（昭和46年岩倉市条例第42号）第3条に規定する普通税、岩倉市都市計画税条例（昭和46年岩倉市条例第43号）第1条第1項に規定する都市計画税及び岩倉市国民健康保険税条例（昭和46年岩倉市条例第44号）第1条第1項に規定する国民健康保険税をいう。）並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。）を滞納していないこと。
- (6) 岩倉市暴力団排除条例（平成24年岩倉市条例第22号）に規定する暴力団若しくは暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

2 前条第2号に規定する工場等増設奨励金の交付の対象となる企業は、次の各号のいずれにも該当する企業とする。

- (1) 工場等を増設すること。
- (2) 増設する工場等の床面積が500平方メートルを超えるものであること。
- (3) 増設する工場等の周辺地域の生活環境に適正な配慮を行うこと。
- (4) 前項第4号から第6号までに定める事項

3 前条第3号に規定する雇用促進奨励金の交付の対象となる企業は、次の各号のいずれにも該当する企業とする。

- (1) 次条第2項の規定により奨励措置の認定を受けた企業（以下「認定企業」という。）であること。
- (2) 新規雇用従業者を1人以上有すること。  
(認定の申請及び決定)

第5条 第3条の奨励措置を受けようとする企業は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に奨励金を受けるための認定の申請をしなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、当該企業に対して、奨励措置の認定の可否を決定するものとする。
- 3 市長は、前項の認定に当たっては、特に必要があると認めるときは、当該認定に必要な条件を付することができる。

(交付の申請及び決定)

第6条 認定企業は、奨励金の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その申請の内容を審査し、認定企業に対して、奨励金の交付の可否を決定するものとする。  
(内容変更等の届出)

第7条 認定企業は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 第5条第1項の認定の申請の内容に変更が生じたとき。
- (2) 奨励措置の対象となった工場等における事業を休止し、又は廃止したとき。

(地位の承継)

第8条 合併、譲渡その他の理由により認定企業の地位を承継した企業は、奨励措置の対象となった工場等における事業を継続する場合に限り、市長の承認を受けて、当該認定企業の地位を承継することができる。

2 前項の規定により地位の承継を受けようとする企業は、規則で定めるところにより、地位の承継を証する書面を速やかに市長に提出しなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 奨励措置を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(認定の取消し)

第10条 市長は、認定企業が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

- (1) 第4条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 操業を廃止したとき又は廃止の状況にあると認められるとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により奨励措置に係る認定を受け、又は奨励金の交付を受けたとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

(奨励金の不交付等)

第11条 市長は、認定企業が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 前条の規定により認定を取り消されたとき。
- (2) 認定企業が奨励措置の対象となった工場等の操業開始の日から5年以内に工場等を著しく縮小し、休止し、又は廃止したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により奨励金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

(報告及び調査)

第12条 市長は、認定企業に対し、操業状況等について報告を求め、又は実地調査をすることができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 26 日条例第 52 号）  
この条例は、公布の日から施行する。